

## 第 60 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：平成 29 年 8 月 25 日（金）14:00～16:00

■場 所：中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室  
（東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1）

■出席者（敬称略、50 音順）

<消費者安全調査委員会>

委員長：宇賀克也

委員長代理：持丸正明

委員：朝見行弘、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子、淵上正朗

<消費者庁>

川口次長、福岡審議官、野田消費者安全課長、尾崎事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング（平成 21 年 4 月 8 日に東京都内で発生したエスカレーター事故及び平成 18 年 6 月 3 日に東京都内で発生したエレベーター事故）
3. 個別事案について
  - （1）選定事案
  - （2）申出事案
  - （3）その他
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会
2. 意見のフォローアップに係る関係行政機関ヒアリング（平成 21 年 4 月 8 日に東京都内で発生したエスカレーター事故（以下「エスカレーター事故事案」という。）及び平成 18 年 6 月 3 日に東京都内で発生したエレベーター事故（以下「エレベーター事故事案」という。））
  - 平成 27 年 6 月に報告書を公表したエスカレーター事故事案に関するフォローアップとして、意見具申先の国土交通省及び消費者庁からヒアリングを行った。ヒアリングでは、エスカレーター側面からの転落防止及びハンドレールへの接触予防対策を含むガイドラインを本年 7 月に策定したことなどが報告された。また、本年 7 月、山口県内の商業施設で、ハンドレールへの接触による人体の

持ち上がり、エスカレーター側面からの転落という調査委員会が取り上げたエスカレーター事故事案と類似すると考えられる事故が発生していることについても、委員との意見交換を行い、こうした事故が繰り返されないよう、①国土交通省が定めたガイドラインの普及が不可欠であること、そして、②既設のエスカレーターについて転落防止対策を進める必要があること、③安全に関して様々なチャンネルを通じて周知すること、④事故情報の収集の在り方を検討することについて話し合った。

エレベーター事故事案に関しては、国土交通省から、本年5月から7月にかけて、全国各地で『「昇降機の適切な維持管理に関する指針」の解説』の説明会を開催し、製造業者、保守点検業者に対し、対策が実施されるよう働きかけたこと、引き続き、それらの効果のフォローをしていくことが報告された。

委員からは、調査委員会の意見にあった既設エレベーターへの戸開走行保護装置の設置に関し、引き続きさまざまな工夫が必要であること、また、設置状況の把握、公表を行うことについての意見や、保守点検の作業報告書の在り方に関する意見、個別の保守点検マニュアルの公表が必要であるとする意見が出された。

### 3. 個別事案について

#### (1) 選定事案

##### 《進捗状況の報告》

- 調査を実施している事案等について、事務局から今後のスケジュールと現在の進捗状況の報告を受けた。
- 家庭用コージェネレーションシステム事案について、報告書素案を基に、再発防止策の方向性についての議論を中心に、審議を行った。
- 住宅用太陽光発電システムから発生した火災等事故事案について事務局から報告があり、これを基に審議を行った。
- 玩具による子供の気道閉塞事故事案について、報告書の骨子を基に、調査結果の取りまとめの方向性などについて、審議を行った。

##### 《事故に関する情報提供の審議・決定》

- 「事故に関する情報提供（手動車いすのフットサポート）続報」について、審議・決定した。

#### (2) 申出事案

##### 《個別事案について》

- 申出のあった個別事案については、選定・不選定決定済みの220件を除く35件と7月に申出のあった事案3件の計38件について検討し、次のとおり決定した。
  - ・引き続き情報収集を行う 34件
  - ・調査等を行わない 4件

(3) その他

○ 次回は平成 29 年 9 月に開催する予定。

3. 閉会

文責：消費者庁事故調査室